

議案第 75 号

瑞穂町職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等の改正等に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町職員の分限に関する条例（昭和 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改める。

(瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例（昭和 52 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号を次のように改める。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(瑞穂町下水道条例の一部改正)

第3条 瑞穂町下水道条例(昭和54年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項第1号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していないとき」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないとき」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 工事業者(法人にあつてはその代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。

第5条の3第3項中「第3号」を「第4号」に改める。

第5条の6第2項中「第1号」の次に「及び第2号」を加える。

第5条の7第2項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

第5条の7第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第5条の7に次の1項を加える。

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届け出るものとする。

(福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第4条 福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業施行規程を定める条例(平成6年条例第20号)の一部を次のよう

に改正する。

第6条中「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改める。

第7条第1項中「次の各号の」を「次に掲げる」に、同項第1号中「若しくは」を「又は」に改める。

第17条中「又は第3号」を削る。

第23条第1項中「、抵当権」を「及び抵当権」に改める。

第30条第2項中「利子は年6パーセント」を「利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で規準、規約、定款又は施行規程で定める率）」に改め、同条第3項中「6箇月」を「6月」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第2条の規定は令和元年12月14日から、第4条中福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業施行規程を定める条例第30条第2項の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 第3条の規定による改正後の瑞穂町下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定の申請及び登録の申請について適用し、同日前に行われた指定の申請及び登録の申請については、なお従前の例による。

第1条による改正

瑞穂町職員の分限に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条 略</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、第1条及び第2条の規定は令和元年12月14日から、第4条中福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業施行規程を定める条例第30条第2項の改正規定は令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>第2条 略</u></p>	<p>第1条から第6条 略</p> <p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 略</p>

第2条による改正

瑞穂町消防団員の定員、任免、給与等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条の2 略 (欠格条項)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>第5条から第15条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>ただし、第1条及び第2条の規定は令和元年12月14日から、第4条中福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業施行規程を定める条例第30条第2項の改正規定は令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>第2条 略</p>	<p>第1条から第3条の2 略 (欠格条項)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>第5条から第15条 略</p>

第3条による改正

瑞穂町下水道条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章及び第1章の2 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3条から第5条の2 略 (指定工事店の指定基準)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 工事業者(法人にあつてはその代表者) が<u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないとき。</u></p> <p>(2) <u>工事業者(法人にあつてはその代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>3 前項<u>第4号</u>の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号に規定する期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。</p> <p>第5条の4及び第5条の5 略 (指定工事店の指定の停止又は取消し)</p> <p>第5条の6 略</p> <p>2 町長は、第5条の3第1項に定める指定の要件を欠くに至ったとき、又は同条第2項第1号及び第2号に定める欠格事項に該当したときは、指定工事店としての指定を取り消すことができる。</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章及び第1章の2 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3条から第5条の2 略 (指定工事店の指定基準)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 工事業者(法人にあつてはその代表者) が<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していないとき。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>3 前項<u>第3号</u>の規定に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、同号に規定する期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることができない。</p> <p>第5条の4及び第5条の5 略 (指定工事店の指定の停止又は取消し)</p> <p>第5条の6 略</p> <p>2 町長は、第5条の3第1項に定める指定の要件を欠くに至ったとき、又は同条第2項第1号_____に定める欠格事項に該当したときは、指定工事店としての指定を取り消すことができる。</p>

3 略

(責任技術者の登録資格)

第5条の7 略

2 略

(1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

(2)精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 略

(4)前3号に掲げる者のほか、町長が不適当と認める者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届け出るものとする。

第5条の8から第10条 略

第3章から第6章 略

別表第1から別表第6 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、第1条及び第2条の規定は令和元年12月14日から、第4条中福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業施行規程を定める条例第30条第2項の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の瑞穂町下水道条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる指定の申請及び登録の申請に

3 略

(責任技術者の登録資格)

第5条の7 略

2 略

(1)成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない者

(2) 略

(3)前2号に掲げる者のほか、町長が不適当と認める者

第5条の8から第10条 略

第3章から第6章 略

別表第1から別表第6 略

ついて適用し、同日前に行われた指定の申請及び登録の申請については、なお従前の例による。

第4条による改正

福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業施行規程を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第6条 事業に要する費用は、<u>次に掲げるもの</u>を除き、町が負担する。</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(処分方法)</p> <p>第7条 法第96条第2項の規定により定めた保留地は、土地利用の目的に従って<u>次に掲げる</u>順位により処分するものとする。</p> <p>(1) <u>国又は公共団体</u>が公用又は公共の用に供するとき。</p> <p>(2)から(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第8条 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第9条から第16条 略</p> <p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第17条 学識経験を有する者のうちから選任した委員が法第63条第4項第2号_____の規定に該当することになった場合は、町長は、当該委員を解任するものとする。</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>第21条及び第22条 略</p> <p>(権利の評価)</p> <p>第23条 所有権以外の権利(地役権、先取特</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>(費用の負担)</p> <p>第6条 事業に要する費用は、<u>次の各号に定めるもの</u>を除き、町が負担する。</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(処分方法)</p> <p>第7条 法第96条第2項の規定により定めた保留地は、土地利用の目的に従って<u>次の各号の</u>順位により処分するものとする。</p> <p>(1) <u>国若しくは公共団体</u>が公用又は公共の用に供するとき。</p> <p>(2)から(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第8条 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第9条から第16条 略</p> <p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第17条 学識経験を有する者のうちから選任した委員が法第63条第4項第2号<u>又は第3号</u>の規定に該当することになった場合は、町長は、当該委員を解任するものとする。</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 略</p> <p>第21条及び第22条 略</p> <p>(権利の評価)</p> <p>第23条 所有権以外の権利(地役権、先取特</p>

権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。)の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該宅地の価額にそれぞれの権利価格の割合を乗じて得た額とする。

2 略

第7章 略

第8章 略

第27条から第29条 略

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第30条 略

2 前項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率(分割徴収する場合にあっては、当該法定利率以内で規準、規約、定款又は施行規程で定める率)とし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付すものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第2回以降の毎回の納付又は交付期限は前回の納付又は交付期限の日から起算して6月を経過した日とする。

4から9 略

第31条 略

第9章 略

別表 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第1条及び第2条の規定は令和元年1月24日から、第4条中福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業施行規

権、質権、抵当権を除く。以下同じ。)の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該宅地の価額にそれぞれの権利価格の割合を乗じて得た額とする。

2 略

第7章 略

第8章 略

第27条から第29条 略

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第30条 略

2 前項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子は年6パーセントとし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付すものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第2回以降の毎回の納付又は交付期限は前回の納付又は交付期限の日から起算して6箇月を経過した日とする。

4から9 略

第31条 略

第9章 略

別表 略

程を定める条例第30条第2項の改正規定は
令和2年4月1日から施行する。

第2条 略